

長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして選定療養の仕組みが導入されます
医師により医療上の必要性があると認められる場合・後発医薬品の提供が困難な場合を除き、先発品の調剤を希望される時は特別料金(消費税を含む)を負担していただく場合があります

長期収載品の選定療養	
施行・適用	2024年10月1日から
対象	後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品(準先発品を含む)
自己負担額	後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1 (後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までは保険給付の対象)
適応されない場合	・医療上の必要性により医師が銘柄名処方(後発医薬品への変更不可)をした場合 ・後発医薬品を提供することが困難な場合(薬局に後発医薬品の在庫が無い場合) ・バイオ医薬品